

総務企画委員会行政視察報告書

1. 実施日 平成 22 年 11 月 1 日 (月) ~ 11 月 2 日 (火)

2. 視察地 1) 大阪府池田市 (11 月 1 日)

2) 兵庫県西脇市 (11 月 2 日)

3. 視察項目 1) 池田市「池田市地域分権の推進に関する条例について」

2) 西脇市「台風 23 号災害の教訓を生かして」

4. 出席者 委員長 渡辺 重造

副委員長 川合 敏己

芦田 功

肥田 正志

柘植 定

可児 教和

伊藤 健二

山田 喜弘

議会事務局書記 磯谷 琢也

5. 視察結果報告

(池田市)

説明員 武田 克彦 政策推進課主幹 稲本 久雄 議会事務局総務課課長代理

(1) 視察地の概要

池田市は、大阪府北摂地域に位置する市。大阪・梅田(駅)から阪急快速電車で 30 分、宝塚(駅)の中間に位置する。都市施設は阪急沿線及び国道 171 号線沿線の南部を中心に展開し、北部は農地や山地が広がる植木の産地として有名で大阪府立園芸学校が立地している。早くから阪急電鉄による住宅開発が進み北摂の中心市であったが、交通網の発達や 1980 年代の池田駅周辺の再開発の際、地元商店街の反対により、阪急百貨店や能勢電鉄とのターミナル駅などの建設計画が頓挫、両施設共に隣の兵庫県川西市に建設されるなど、求心力が低下している。歴史的な町並みが比較的よく保存されているが、近年は中高層マンションの立地が進んできている。

カップラーメンの発明者を輩出していることから池田駅前には「ラーメン記念館」がある。

面積・・・22.09 k m² (東西 3.82 k m 南北 10.28 k m 縦長の形)

人口・・・104,048 人 (46,106 世帯)

22 年度一般会計当初予算・・・35,185,000 千円

市職員・・・1,187 人

自治会 町内会組織数・・・123 団体 (18,037 世帯 組織率 39.39%)

小学校・・・11 校区

(2) 視察の目的

池田市地域分権に関する条例と予算を含めた地域分権の仕組みを考察し、今後の可児市のまちづくりの参考とする。

(3) 視察の内容

池田市は、平成 18 年 4 月に「池田市みんなでつくるまちの基本条例（自治基本条例）」を施行しており、『自分たちのまちは自分たちでつくる』『地域と市との協働』の具体的な取組みとして、平成 20 年度から市内 11 小学校区に課題抽出と解決方法を検討する「地域コミュニティ推進協議会」を設立している。そしてその課題解決の実現に向けた事業推進のための予算提案をしてもらうという制度である。これは平成 19 年 6 月制定された「池田市地域分権の推進に関する条例」に基づく制度であり、この条例には「協議会は、その地域において実施する必要がある事業を市に提案することができる」と定めている。



予算の総額は当面個人市民税の 1 %にあたる約 7,000 万円であり、小学校区ごとに 600 万円～700 万円に設定（分配の基本は人口割りであるため微調整はそれに応じて行われる）されている。設置された地域コミュニティ推進協議会も小学校区と同じ 11 協議会ありその委員は区内住民からの一般公募である。また事業は実施するだけではなく、まず協議会内で適時事業評価を行い市に提出、市は評価を添えてホームページで公開する仕組みになっている。

そして行政側からは制度をバックアップするために地域担当職員（地域サポート職員）を各校区 3 人程配置して、協議会の設立や運営の初期支援や、その後必要に応じて協議会総会、役員会に出席して説明支援や情報提供をおこなっている。更に協議会委員からの意見を担当部局に伝え、対応を図ったり、地方分権の内容や書類手続きに関する助言を行ったりして制度の定着化を支援している。

提案事業内容は一例として、道路安全対策（歩道カラー舗装）、公園内にバスケットコート整備、安全パトロール実施、地域ギャラリー設置事業、街路灯強化事業、防犯カメラ設置事業、自主防災組織設立準備事業、地域イベント支援事業などがある。

(4) 質疑応答

Q：地域の予算額はどのように決めているのか。

A：600万円を最低基準として、人口割りで按分を考えるため600万円～700万円の間で決定している。

Q：この制度に関する市民の認知度はどれだけあるのか。

A：市民意識調査ではまだ認知度が25%位である。

Q：地域担当職員（地域ソポーター職員）はボランティアか。

A：協議会自体が市民のボランティアである。市職員は公募型のソポーターであるためボランティアである。

Q：自治連合会なる組織は存在するのか。

A：市内に1箇所だけ自治連合会組織は存在する。

(5) 考察（まとめ）

池田市はもともと自治会があっても全市的な加入率は40%以下と低く、また自治会が存在しない地域もあり、自治連合会も1組織しかないとのこと、新たに地域コミュニティ推進協議会が設置しやすい状況にあったといえる。可児市においては、自治会・自治連合会を中心にまちづくりが行われてきた経緯もあり、既に地域における最大の任意組織として存在しているため一様にこの制度を真似ることは難しい。それでも現在は、昭和の時代と比較して「希薄化している近隣住民関係」が地域の問題として全国的にも言われるようになっている。可児市の第四次総合計画の課題にもあった、多様化する地域課題を解決し、協働のまちづくりを進めるためのひとつの方策として、また地域コミュニティの再構築をするための方法としても参考になる制度であった。それぞれの地域が自身の責任において協議会を運営し、地域で何が必要か考え、自分たちのまちに合った事業を実現させる。地域に予算をつけるためだけでなく、住民が予算提案権をもって自分たちの納めた税金の使途に具体的に関与でき、税金の在り方を住民が考えるための貴重な動機付けにもなる制度といえるものである。

(西脇市)

歓迎の言葉	北詰 勝之 議長		
説明員	村上 収 防災対策課長	森脇 達也 防災対策課長補佐	
	小林 賢也 防災対策課主幹	高瀬 和泰 福祉総務課長	
	原田 康弘 長寿福祉課長		
	小西 龍雄 議会事務局主幹		

(1) 観察地の概要

西脇市は、平成17年10月1日に西脇市と多可郡黒田庄町が新設合併して新「西脇市」が誕生。兵庫県のほぼ中央部、東経135度と北緯35度が交差する「日本の列島の中心 日本へそ」に位置しており、阪神都市圏から60km圏内にある。地形的には、中国山地の東南端が播磨平野に接する地点であり、西光寺山（標高712.9m）を最高峰に四方を標高200m～600mの山地や丘陵に囲まれ、中央部を県内最長の加古川が南流し、市域南部で杉原川、野間川と合流しており、これらの河川沿いの平野部に集落や農地が形成されている。市域は東西約19km、南北約15km、面積は132.47km²で兵庫県面積の約1.6%を占めている。

（平成22年4月1日現在）

人口 44,409人（男21,325人 女23,084人）
世帯数 16,353世帯



(2) 観察の目的

本市は本年7・15災害に未曾有の集中豪雨により、1名の死者2名の行方不明者、床上床下浸水、可児川の氾濫によりトラックが流失する災害を受けた。

平成16年に兵庫県西脇市は台風23号の豪雨により甚大な被害を受けられ、その災害復旧に努力してきた。その災害復旧活動内容を、本市の災害復旧や防災計画に取入れる目的で観察した。

(3) 観察の内容

添付資料（順不同）

- 加古川河川激甚災害対策特別緊急事業（兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所）
- 西脇市市民防災ガイド
- 西脇市同報防災行政無線システム
- にしづき防災ネット（西脇防災ネット発信文例）
- 2避難
- 災害時・緊急時用援護者避難のための「近隣協力体制づくりマニアル」

●西脇市災害弔慰金の支給に関する条例

●職員災害初動マニュアル

西脇市は中国山地の東南端の盆地で、市内には多くの河川が合流し、水害の起こりやすい地形である。これまでの昭和38年6月に梅雨前線の影響で時間雨量40mmを記録、死者1名、家屋流失等浸水家屋1,285戸。昭和48年6月の梅雨前線、昭和58年9月台風10号で家屋全壊等浸水家屋1,297戸。10年ピッチで水害が発生した。

西脇市では、平成16年10月20日の台風第23号により、市内を流れる加古川、杉原川、野間川が氾濫し、死者1名、負傷者3名、大規模半壊108世帯、半壊842世帯、床上浸水126世帯、床下浸水317世帯という市政始まって以来の未曾有の大災害が発生した。

本災害では、市民や報道機関からの電話が殺到し、災害対策本部内が混乱したこと、職員間の情報共有や市民への情報伝達が充分にできていなかったこと、また、一人ぐらしの高齢者の方が一人亡くなられたことなどの多くの課題が生じた。

これを受け、災害に強い安全・安心なまちづくりを目指して、ソフト・ハードの両面から災害対策に取り組んでいる。

災害に強いまちづくりとは、まず、災害が起きにくいまちをつくるである。そのためには、抜本的な治水対策は欠かせない。

治水対策は、河川管理者である県や国との連携が非常に重要となってくる。西脇市の治水対策としては、県が実施する「加古川河川激甚災害対策特別緊急事業」の推進を全面的に支援するほか、内水対策として、市街地の雨水排水対策を実施した。

また、災害はいつ発生するかはわからない。災害が発生してしまったとき、市民の生命と財産への被害を最小限に食い止めるためには、市民への的確な情報伝達など、ソフト対策が非常に重要となってくる。

ソフト対策としては、台風第23号における西脇市の対応の検証と課題の抽出、また、それに伴う地域防災計画の見直しを行い、災害対策本部機能の強化及び市民への情報伝達手段の充実等に取り組んだ。

具体的には、消防本部との間のホットラインの架設、災害対策本部用電話機の増設などにより、より円滑な情報収集体制の整備や市民への情報伝達手段の充実として、メール配信システム（防災ネット）の導入ほか、市民への情報伝達手段として最も有効と考えられる防災行政無線を市全域に整備した。

この他にも、各地区に水防倉庫の設置、災害救助用ボートの配備、ハザードマップの作成、防災リーフレットの全戸配布、携帯版職員災害初動マニュアルの作成など、災害に強いまちづくりに向けた様々な対策を講じているところである。

災害時要援護者支援も、大きな課題の一つである。高齢者の方が一人亡くなられた反省を踏まえ、災害対策本部に、初動対応として新たに要援護者支援班及び収容班を設置し、災害時要援護者の情報収集と避難誘導に当たる体制に改めた。また、災害時要援護者の支援のためには、地域における協力が欠かせない。そこには、個人情報保護の問題や民生・児童委員の活動範囲の限界など課題も数多くありますが、犠牲者を出さないよう地域、行政あげて市全体で取組んでいる。

(1) 平成16 年台風第23 号の概要

平成16 年台風第23 号（以下台風第23 号と表示）は、10 月20 日から21 日にかけて日本列島に上陸し大きな被害をもたらした。台風第23 号災害は、11 月26 日に新潟県中越地震とともに激甚災害に指定することが閣議決定され、12 月1 日より施行された。

西脇市などには局地激甚災害が指定され12 月1 日より施行された。

(2) 西脇市での降雨・水位状況

① 西脇市の降雨状況

台風第23 号による19 日から20 日にかけての総雨量はアメダス西脇209mm、（国）板波182mm、（国）船町169mm、（県）西脇197mm、（県）中畠212mm であった。アメダス西脇の記録によれば、最大時間雨量23mm（20 日16 時）、3 時間雨量63mm（20 日17 時）、連続降雨量144mm（20 日5 時～19 時）となっている。

雨量単位：mm

旧市町 項目	西脇市				黒田庄町
	アメダス 西脇	板波	(県) 西脇	(県) 中畠	船町
総雨量	209	182	197	212	169
24時間雨量 10月19日	63	60	62	58	58
10月20日	145	122	135	151	110
10月21日	1	0	0	3	1
最大時間雨量	23	23	23	24	16
発生時刻（20日）	16：00	15：00	16：00	16：00	15：00
最大3時間雨量	63	58	58	63	45
発生時刻（20日）	17：00	16：00	16：00	17：00	16：00
連続雨量	144	122	134	149	109
10／20開始時刻	5：00	6：00	6：00	6：00	7：00
10／20終了時刻	19：00	20：00	20：00	20：00	19：00

総雨量：19 日～21 日の総雨量

② 加古川の水位状況

19 日の降雨により水位は板波0.87m（19 日23 時）、船町0.76m（19 日21 時）まで上昇した後、20 日07 時には板波0.41m、船町0.52mまで低下した。20 日5 時～7 時頃から始まった降雨とともに水位は急激に増し、降雨のピーク（板波16 時、船町15 時）より約4 時間遅れた19～20 時に水位はピークを迎えた。ピーク水位は板波8.16m（20 時）、船町4.70m（19 時）で板波地点では計画高水位6.1mを約2.0m上回り、船町地点は計画高水位5.5m には至らなかつたものの警戒水位3.5m は大幅に超えていた。

最高水位の後、加古川の水位は徐々に低減し25 日には18 日よりやや高い程度まで復帰した。

■降雨・水位の状況

月日	時刻	板波			船町		
		降雨状況	水位m	水位状況	降雨状況	水位m	水位状況
10/18	24	—	-0.51	上昇前	—	0.01	上昇前
10/19	5	降り始め ピーク 8mm/時	-0.51		降り始め ピーク 8mm/時	0.01	
	13		-0.36			0.06	
	14		-0.27			0.09	
	16	ピーク 8mm/時 降り終り	-0.27		ピーク 8mm/時 降り終り	0.23	
	21		0.76			0.76	ピーク
	23		0.87	ピーク		0.72	
10/20	6	降り始め ピーク 23mm/時	0.44			0.53	
	7		0.41	低水位	降り始め	0.52	低水位
	15		3.71		ピーク 16mm/時	2.27	
	16		5.34			2.92	
	19	降り終り	8.07		降り終り	4.70	ピーク
	20		8.16	ピーク		4.49	
	24		7.30			3.74	
10/23	24		0.89			0.84	
10/24	24		0.10			0.43	

③ 被害の状況 ■平成16年(2004)台風第23号の被害

種別	区分	旧西脇市	旧黒田庄町	合計	兵庫県計	全国
人的被害	死者 人	1	0	1	26	95
	行方不明 人	0	0	0	0	3
	負傷者 人	3	0	3	135	555
住家被害	全壊 棟	0	0	0	783	909
	大規模半壊 棟	91	17	105	—	—
	半壊 棟	775	67	842	7,142	7,776
	一部破損 棟	0	0	0	1,506	10,955
	床上浸水 棟	123	3	126	1,745	14,323
	床下浸水 棟	282	35	317	9,058	41,132
	避難者 人	959	238	1,197	8,439	
その他被害	道路冠水 箇所	11	5	16		
	道路一部損壊箇所	0	1	1		
	堤防一部崩壊等 箇所	12	18	30		
	土砂崩れ 箇所	2	1	3		
	冠水面積 ha	203	221	424		

(4) 質疑応答

Q：議員独自の災害時行動マニアルは整備されていますか。

A：作成していない。議員には、主として地域での活動に従事されている。

Q：災害対策本部において、地域からどのような情報収集を行われていますか。

A：人的被害の状況、家屋被害の状況、火災状況、道路状況（冠水・陥没・亀裂・がけ崩れ等）

橋梁の状況、交通機関の運行状況、ライフルラインの状況、公的施設の被害状況など。

（災害に関する情報であれば、小さな情報でも受け付けている。）

災害対策本部の強化が必要。（情報収集・処理・整理・共有体制の確立）

情報処理班・・・・・市民からの電話対応、処理表の作成等

情報処理チーム・・・要処理情報の対応部課を決定、自衛隊等の派遣要請

情報処理・共有班・・ホワイトボード、壁の模造紙の被害情報等時系列に整理

分析チーム・・・・河川水位・雨量情報に収集・分析及び氾濫予測

Q：市民への災害情報について、どのような内容を、どのような連絡方法で伝えていますか。

A：自治会長（区長）、民生委員に電話連絡。

防災行政無線を活用（聴覚障害者：Fax）

防災行政無線の整備（合併特例債活用）

・全戸（8.5%程度）・公共機関に個別受信機を設置

・市内39箇所に屋外拡声子局を設置。

・各地区・各自治会・公共機関等には、地区遠隔装置を設置。随時放送が可能。

・J-ALEERT（全国瞬時警報システム）導入

・工事費 673,050,000円

（個別受信機1台は無償。 14,730台）

Q：携帯メールサービスを活用した、防災情報の発信は行っているのか。

A：にしあき防災ネットで配信している。

平成17年度から運用開始の携帯電話メール配信

システムは、ラジオ関西

使用料 105,000円／月

防災・防犯を主に使用

登録件数 4,087件（平成22年9月現在）

Q：河川の増水を計測する水位観測点を設置する差の基準、選定根拠について。また何箇所設置しているのか。

A：市単独の水位観測点はないが国土交通省1箇所、県3箇所の4箇所観測点がある。

兵庫県に増設の依頼をしているが、設置をする希望市町が多く、県民局からは分析対応するとのことで前進していない。

水位情報の共有化

・河川の護岸に危険、警戒、注意を表した表示板の設置。

・橋脚には、橋桁の底部分からの推移表を表示。

Q：避難勧告・避難指示を発令する際、具体的な基準は整備されていますか。

A : 整備している。

洪水については、各河川の水位を指標として判断している。

土砂災害については、土砂災害警戒基準雨量、土砂災害警戒情報を参考に判断している。

とにかく高いところへ逃げてくれ、それが一番と指導している。

Q : 避難所への移動中に渦流に飲み込まれるというケースも考えられるが、二次災害への対策は。

A : 避難準備情報、避難勧告等は、屋外が明るいうちに出せるよう情報収集に努めている。

避難経路については、市民任せ。

自主防災等出前講座では、図上訓練D I Gを行い、避難路の確認や、土砂崩れを考慮しない場合は2階などの高い場所への避難を呼びかけ、深みにはまる危険があれば引き返す判断・勇気が必要である旨話をしている。

Q : 自主防災会の活性化促進

A : 平成21年度の活動実績

81自治会中、62自治会で訓練を実施。

訓練内容：初期消火、A E Dを取り入れた心肺蘇生、図上訓練、まち歩き、倒壊家屋からの救出訓練、応急処置、炊き出し、講話等。

Q : 自主防災組織について、災害時にどの程度機能できると考えているのか。平常時にはどのような連絡調整をしているのか。

A : 避難勧告等を出すと周辺地域でも自主的に避難所を開設。自主防災訓練の成果の一つと考えている。ただ避難する側は「正常化の偏見」が大きい。

毎年4月に（区長交替時）に、非常時の連絡網として、各区長の自宅及び携帯電話番号、さらには、区長不在時の連絡先「副区長及び防災担当役員」を確認。

区長会を担当する課が電話連絡を取ることとしている。

Q : 地域防災計画を各自治会などに配布したり、説明会を開催するなど、市民への計画内容の周知方法は。

A : 各自治会に、防災計画は配布していない。市民への周知の行っていない。

消防団には配布しているが毎年変わるので本年度から配布をやめた。

Q : 災害時要援護者避難のための体制づくり。①

A : 近隣協力体制づくり

平成17年度から民生委員の協力による実態調査。

民生委員が福祉票の対象者を掌握。要援護者本人から同意をもらう。

集まつた福祉票をもとに要援護者名簿を整備し近隣協力体制づくりマニュアルを作成。

Q : 災害時要援護者避難のための体制づくり。②

A : 隣保内の複数の要援護者を隣保内の複数の近隣協力者で支援する体制の整備。

22年10月1日現在 1,500世帯。（支援する世帯）

要援護者1人に対し近隣協力者2人～3人必要。

Q : 高齢者や障がい者など、要援護者の実態把握をどのようにされていますか。

A : 要援護者の把握のため、民生委員の協力により福祉票を作成し、防災対策のために要援護

者情報を提供することの同意を取り、申請により町や自治会に名簿を提供している。

Q：福祉票の対象者は

A：65歳以上の人暮らしの方

夫婦合せた年齢が150歳以上の世帯。

寝たきりの方がいる世帯。

視覚障がい者または視覚障がい者のみの世帯。

上記に順ずる方。

Q：災害時に民生委員等が、安否確認を行う体制
などは構築されているのか。

A：町内や隣保内で協議して近隣協力者の選任、
要援護者ごとに近隣協力者を決定している。

要援護者自身にも近隣協力者の名簿を配布している。

民生委員を中心に各自治会・自主防災組織等の協力の下、福祉票をもとに安否確認、避難誘導を実施している。

Q：被災した企業に対する特別融資制度は整備されていますか。

A：整備していない。

県及び市は、被災中小企業に対し災害関連融資の活用をされた場合の利子補給を行う。

商工業者に対しては融資利子補給を行った。

Q：被災義援金を集めるにあたり、どのように市は広報されたか。

A：平成16年の台風23号の時は、福祉総務課を中心にホームページ、新聞、広報に掲載した。
義援金 354件 30,193,237円集まる。(可児市の義援金：4,297,327円)

現在はマニアルを整備している。

Q：災害時の特別に支出する性格の死亡弔慰金制度は整備されていますか。

A：「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を定めている。

(5) 考察（まとめ）

西脇市は、平成16年の台風の被害は21年ぶりであるがそれ以前は約10年に一度水害に見舞われている。それだけに水害対策は本市より整備されている。

西脇市では平成16年の23号台風の被害は甚大で風化させることのないよう、10月20日を災害の訓練の日としている。

本市も7・15災害を災害記念日として後世に伝える必要があると感じた。

西脇市の降雨量（時間雨量・合計雨量）は本市の7・15災害よりも少ないが上流部に降った雨が大きな要因で市内を流れる加古川、杉原川、野間川が氾濫し大災害を発生させた。

この災害は昭和58年9月28日に美濃加茂市・可児市を襲った9.28災害と全く同じで市内の河川の決壊はなかったが木曽川上流部での豪雨により美濃加茂市・可児市で木曽川が堤防を溢水したものと美濃加茂市では深田川の樋門から木曽川の逆流が発生したものである。本市では土田大脇地



区、渡地区で水害が発生した。

本市も市内の降雨量に加え、可児川の上流（御嵩町）降雨量による可児川の氾濫や木曽川上流の集中豪雨による木曽川の逆流などを予知した避難勧告や災害情報を出す必要がある。

本市の地域防災計画は、概ね地震災害を主に想定した計画であり、全面的な見直しが必要である。

西脇市ではなかったが議会（議員）の行動マニアルの整備が必要と思われる。

職員災害初動マニアルに書いてある、「災害から市民の生命と財産を守ることは、職員の使命です。」「疑わしきは行動せよ。最悪を想定して行動せよ。空振りは許されるが、見逃しは許されない。」は大いに参考にすべき。

市民への情報伝達に各家庭の個別受信システムの整備は有効と考えるが本市はケーブルテレビの加入率が高くケーブルテレビの告知放送設置費は無料であり、停電時も乾電池で作動するので有効と思われ活用が急務と考える。

自治会や自主防災の日常訓練や自治会と民生委員が一体となって要援護者などの安否確認など福祉票を作成し有効利用されている点は参考になった。

近年、隣近所の付き合いが希薄化しているが災害時で一番頼りになるのは隣近所や地域の絆ではないだろうか。

本市も7.15災害の災害復旧や可児川の改修が進められようとしているが、西脇市のように河川の掘削や河川に生えている大木や堆積した土砂の除去、橋梁・鉄橋の橋脚の見直しも必要ではないか。

また西可児区画整理地内を流れる中切川は西可児駅周辺で暗渠になっている。広見地内を流れる中郷川も暗渠である、7.15災害のように時間雨量80mmを越える場合、オーバーフローしないか。市街地の側溝で処理できる時間雨量は何ミリまでか検証する事も必要ではないか。

自然災害を撲滅することはできないが、減災の努力が必要ではないか。そのことを意識して7・15災害を検証する必要を感じた。

また、災害の約80%は夕刻、深夜、早朝起きていると言われている。1891年10月28日の濃尾地震は6時38分、阪神淡路大震災は5時46分、伊勢湾台風は深夜、昭和58年9・28災害は夕刻、本年の7・15豪雨災害は夕刻に発生した。

職員の初動体制が取りにくい時間帯であり、改めて地震・風水害、大規模災害に備えた体制整備・訓練が改めて必要性の高さを感じた視察となった。

平成22年11月1日(月)～2日(火) 総務企画委員会行政視察行程表

月日 (月)	行 程		視 察 先	調 査 事 項
11 月 1 日 (月)	<p>貸切バス</p> <p>可児市役所 —— (昼食) —— 池田市視察 —— 西脇市へ移動 8:00出発 12:00～13:00 13:30～15:00</p> <p>—— (宿泊)</p>		<p>大阪府池田市</p> <p>人口 103,981人 (H22.8.31現在) 面積 22.09km² 住所 〒563-8666 池田市城南1-1-1 電話 072-752-1111 議長 奥野 康俊 様</p>	<p>地域分権制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例制定の経緯 ・実績 ・予算提案権の概要
11 月 2 日 (火)	<p>貸切バス</p> <p>宿泊先 —— 西脇市視察 —— (昼食) —— 人と防災未来センター 9:00発 9:30～11:00 12:30 13:30～15:00</p> <p>—— 可児市役所 19:00着(予定)</p>		<p>兵庫県西脇市</p> <p>人口 44,321人 (H22.9.1現在) 面積 36.6km² 住所 〒677-8511 西脇市郷瀬町605 電話 0795-22-3111 議長 北詰 勝之 様</p> <p>人と防災未来センター</p> <p>住所 〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 電話 078-262-5050</p>	<p>台風23号災害の教訓を生かして</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧への取り組みと減災への対策について

総務企画委員会	◎渡辺 重造	○川合 敏己	芦田 功	◎委員長 ○副委員長	連絡先	〒509-0292
	肥田 正志	柘植 定	可児 教和			岐阜県可児市広見一丁目1番地
	伊藤 健二	山田 喜弘	磯谷 琢也(随行)			岐阜県可児市議会事務局総務課 TEL 0574(62)1111(内3503) FAX 0574(63)3972